

意見等公募手続規程

理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の意見等公募手続規程を次のように定める。

（目的）

第 1 条 この規程は、本会が定める定款、規程及び実務指針類の適正を確保するため、意見及び情報の公募手続（以下、「意見等公募手続」という。）に関する必要な事項を定める。

（手続実施者）

第 2 条 会長は、手続実施機関からの申出に基づき、定款及び規程に関する意見等公募手続を行うことができる。

（手続実施機関）

第 3 条 定款及び規程に関する意見等公募手続は、総務財務委員会がこれを所掌する。

2 実務指針類に関する意見等公募手続は、当該実務指針類を作成する委員会（以下、「担当委員会」という。）がこれを所掌する。

3 第 4 条第 1 項及び第 8 条の公表に関しては、広報委員会がこれを所掌する。

（意見等公募手続）

第 4 条 手続実施機関は、定款、規程及び実務指針類の制定もしくは改正を行う場合、当該制定もしくは改正の案等をあらかじめ公表し、次の各号の事項を掲げ意見等公募手続を行わなければならない。

- (1) 意見等公募の題名
- (2) 意見等公募の公表日
- (3) 意見等提出の締切日
- (4) 公募対象
- (5) 公募の趣旨等の説明

2 手続実施機関は、定款、規程及び実務指針類の制定もしくは改正以外の事項について、任意で意見等公募手続を行うことができる。この場合の意見等公募手続については、本規程を準用する。

（公募対象）

第 5 条 意見及び情報の公募の対象は、求める意見及び情報の内容に応じ、次の各

号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会一般
- (2) 本会会員

(適用除外)

第6条 次に掲げる定款、規程及び実務指針類の制定もしくは改正を行う場合は、意見等公募手続を除外することができる。

- (1) 軽微な修正に係る改正（条項数の読み替え、施行期日等に関する附則の記載）
- (2) 運用細則及び付帯決議等の準則の制定
- (3) 公表に適さない審査基準等の制定
- (4) その他意見や情報の公募を必要としないと判断されるもの

(意見等提出期間)

第7条 意見及び情報の提出期間は、公表の日から起算して21日以上でなければならない。

(結果の公表等)

第8条 手続実施機関は、意見等公募手続を実施して定款、規程及び実務指針類を制定もしくは改正した場合、当該定款、規程及び実務指針類の制定もしくは改正の公表と同時期に、次の各号に掲げた事項を公表しなければならない。

- (1) 意見等公募の題名
- (2) 意見等公募の公表日
- (3) 提出された意見及び情報
- (4) 提出された意見及び情報を考慮した結果及びその理由

(公表の方法)

第9条 定款、規程及び実務指針類の制定もしくは改正に関し、案及び結果の公表は、本会ホームページにおいて行う。

(雑 則)

第10条 この規程に関し、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則（平成25年3月19日制定）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

広報委員会委員長 殿

〇〇〇〇委員会
委員長 〇〇 〇〇

当委員会では、意見等公募規程第 条の規定に基づき、意見・情報を公募いたしますので、下記により公表方ご手配をお願いいたします。

1. 公募題名

2. 公表日 平成 年 月 日

3. 締切日 平成 年 月 日

4. 公募対象 社会一般 ・ 本会会員

5. 添付資料

※ 意見等提出の締切日は、公表日より 21 日以上経過した日とすること。

※ 添付資料については、原則として、PDF 形式にて提出のこと。
併せて、公募の際に掲載する記事（公募の趣旨説明等）について、原則として、Word 形式にて原稿を提出のこと。

平成 年 月 日

広報委員会委員長 殿

〇〇〇〇委員会
委員長 〇〇 〇〇

当委員会では、意見・情報の公募を経て、 を制定・改定いたしましたので、これの公表に併せ、意見等公募規程第 条の規定に基づき、下記により、「提出意見等」及び「提出意見等を考慮した結果及びその理由」につきまして、公表方ご手配をお願いいたします。

1. 公募題名
2. 公表日 平成 年 月 日
3. 公募対象 社会一般 ・ 本会会員
4. 添付資料

※ 添付資料については、原則として、PDF 形式にて提出のこと。
併せて、結果公表の際に掲載する記事について、原則として、Word 形式にて原稿を提出のこと。